

東海市告示第78号

令和8年度東海市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

東海市長 花田勝重

令和8年度東海市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上であり、かつ、放流水に含まれるBODの日間平均値が20mg/l以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）及び別表1に定める環境配慮型浄化槽に適合するものをいう。

(2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

(3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取り処分する方式の便

槽を含む。)をいう。

- (4) 新設 新たに専用住宅に合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (5) 転換 既存の専用住宅にある単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽へ切り替えることをいう。(同一敷地内に新たに専用住宅を建て替える場合又は市内転居して新たに専用住宅を建てる場合も含む。)
- (6) 撤去 転換に伴う単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を撤去することをいう。
- (7) 宅内配管工事 転換の場合における合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水が流れる配管)又はますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝等に放流管を接続する工事のことをいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく確認申請を要する建物の新築・改築又は増築に伴うものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本市の下水道認可区域を除く区域内において、住宅(延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。)に浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 販売し、又は賃借することを目的として住宅を建築する場合における当該住宅を建築した者
- (3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承認が得られていないもの
- (4) 国及び地方公共団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 同一敷地内のし尿(くみ取り便槽を除く。)及び生活雑排水の全てを合併処理浄化槽へ接続しないもの
- (8) その他市長が適当でないとする者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 浄化槽本体及び本体の設置に必要な工事に係る費用
- (2) 同一敷地内における転換に係る前号の工事に付帯して行う宅内配管工事に係る費用
- (3) 撤去工事に係る費用

2 前項の補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 前項第1号に掲げる費用 別表第2に定める額
- (2) 前項第2号に掲げる費用 33万円
- (3) 前項第3号に掲げる費用 別表第3に定める額

3 補助対象工事費の額が前項に定める補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助金の額とする。また、補助対象工事費が補助限度額以下であれば、当該工事費を補助金の限度額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この補助金の交付に係る工事の着工予定日の14日前までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 設置箇所の配置図及び給排水衛生設備図
- (3) 法第5条第1項の規定により審査期間に届け出た浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の確認済証の写し
- (4) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づいて登録された保証登録証
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 工事見積書（宅内配管工事又は撤去工事を行う場合にあつては、当該工事に係る費用の分かる見積書）
- (8) 工事請負契約書の写し
- (9) 浄化槽設備士の免状の写し
- (10) 住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書

- (11) 補助金の振込先を証する書類
- (12) 暴力団員でないことを誓約する書類
- (13) 東海市税の完納証明書
- (14) 単独処理浄化槽からの転換を行う者にあつては、浄化槽法定検査結果、保守点検記録表又は清掃実施記録の写し
- (15) くみ取り便槽からの転換を行う者にあつては、清掃実績記録の写し
- (16) 撤去工事に係る申請者にあつては、当該単独処理浄化槽又は当該くみ取り便槽の設置状況の写真
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の変更申請)

第6条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(完了届)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、浄化槽の設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、完了届を提出しなければならない。

2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) この補助金の交付に係る工事中的写真（地表面のコンクリート打設完了までとし、上部スラブの写真を必須とする。）
- (2) 法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の写し（設置者が自ら行うことができることを証明する書類）
- (3) 法第7条及び第11条に規定する浄化槽の法定検査契約書の写し及び依頼書
- (4) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (5) 工事費の支払に係る領収証の写し
- (6) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宅内配管工事に係る申請をした補助対象者は、前項に定めるもののほか、次に掲

げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宅内配管工事の施工写真
 - (2) 宅内配管工事に係る領収書の写し
- 4 撤去工事に係る申請をした補助対象者は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 浄化槽使用廃止届出書（愛知県受理済み）の写し
 - (2) 撤去工事の施工写真
 - (3) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）
 - (4) 撤去工事に係る領収書の写し
 - (5) 撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し
（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条第1項の完了届を受理した場合は、速やかに現地調査を行い、
適当と認めるときは補助金の額を確定し、設置者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払う
ものとする。

- 2 前条で通知を受けた設置者は、請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により請求書を受理したときは、設置者に対し速やかに補助
金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決
定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を
返還させることがある。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があっ
たとき。

（検査）

第12条 市長は、補助事業を適正に執行するため、当該職員に合併処理浄化槽の設
置工事の状況を現場において確認させるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

浄化槽の消費電力が、表の消費電力基準以下であること。

人槽	通常型	BOD 10mg/L 以下	りん除去型
5 人槽	3 9	5 3	8 3
6～7 人槽	5 5	7 5	9 0
8～10 人槽	7 5	1 0 2	1 5 7

別表 2（第 4 条関係）

人槽区分	補助金限度額	
	新設	転換
5 人槽	1 6 6, 0 0 0 円	3 3 2, 0 0 0 円
6～7 人槽	2 0 7, 0 0 0 円	4 1 4, 0 0 0 円
8～10 人槽	2 7 4, 0 0 0 円	5 4 8, 0 0 0 円

別表 3（第 4 条関係）

区分	補助金限度額
単独処理浄化槽の撤去	1 5 0, 0 0 0 円
くみ取り便槽の撤去	1 2 0, 0 0 0 円